

# 棚田学会会則

制定：平成11年8月3日  
改正：平成12年8月3日  
改正：平成14年8月4日  
改正：平成20年8月3日  
改正：平成24年8月3日  
改正：平成27年7月31日

## (名称)

第1条 本会は、棚田学会と称する

## (目的)

第2条 本会は、棚田に関する研究、会員相互の意見交換、連絡を図ることによって、棚田の保全に向けた活動を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 「棚田学会誌」および「棚田学会通信」の発行
- (2) 研究会の開催
- (3) 現地調査、見学会の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げる個人および団体により構成する。

- (1) 普通会员 棚田に関心のある個人
- (2) 学生会員 棚田に関心のある学生（大学院生を含む）
- (3) 賛助会員 棚田に関心のある個人および団体

## (入会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出するとともに、会費を納入するものとする。

## (会費)

第6条 年会費は、次のように定める。

- (1) 普通会员：4,000円
- (2) 学生会員：2,000円
- (3) 賛助会員：一口10,000円とし、個人は一口以上、法人は三口以上とする。

## (退会)

第7条 退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出する。

なお、次の場合は退会とみなす。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員 35名以内

(役員を選任)

第9条 理事および監事は、理事会の提案に基づき総会の決議により選任する。  
評議員は、理事会が選任する。

(会長、副会長の選任)

第10条 会長1名、副会長3名は、理事の互選により選任する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、学会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けるときはその職務を代行する
- (3) 理事は、理事会を組織し、総会の権限に属する以外の会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計および理事の業務執行の状況を監査する。
- (5) 評議員は、評議員会を組織し、理事会の会務を補佐する。

(役員任期)

第12条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会および定足数)

第13条 理事会は会長が招集し、会長を議長として、理事の総数の3分の2の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(評議員会および定足数)

第14条 評議員会は会長が招集し、会長を議長として、評議員の総数の3分の2の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の開催)

第15条 総会は会長が招集して、年1回開催する。ただし、必要があるときは、会長が臨時総会を招集することができる。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他会長が必要と認める事項

(総会の議決)

第 17 条 総会における議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。  
ただし、第 16 条 (3) 会則の変更については、第 23 条の定めによるものとする。

(顧問)

第 18 条 本会の運営について助言を得るため、顧問若干名を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て、会長が任期を定めて委嘱する。

(会計)

第 19 条 本会の会計は、会費、事業に伴う収入、寄付金、その他の収入を充てる。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日までとする。

(事務局)

第 21 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。理事会がこれを委託する。

(委員会)

第 22 条 本会は、会務運営および第 3 条の事業遂行のために必要な委員会を設ける。  
2. 委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。  
3. 委員会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(会則の変更)

第 23 条 本会の会則の変更は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(付則)

この会則は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

事務局は、本会の事務を司るとともに、次の業務を行う。

- (1) 総会、理事会の議事録を作成し、各事業について記録し、必要な資料を保存する。
- (2) 会計に関する帳票を整理し、年 1 回の監事の監査を受ける。

以 上